

平成24年度第1回我孫子市汚染土壌等の一時保管施設の設置に伴う農産物の損失補償検討委員会 会議概要報告

1. 会議名称 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設の設置に伴う農産物の損失補償検討委員会
2. 開催日時 平成24年7月12日(木) 午後3時15分
3. 開催場所 我孫子市湖北地区公民館2階 第2学習室
4. 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名

| | |
|--------------|---|
| 出席委員 (8名) | 阿曾委員、鈴木委員、高田委員、齋藤委員、渡邊委員、齊藤委員、今井委員、染谷委員 |
| 欠席委員 (0名) | なし |
| 事務局 (7名) | 海老原環境経済部長、徳本農政課長、増田農政課主幹、岩田農政課長補佐、飯泉主査長、東條主事、藤田主事 |

5. 議題

- (1) 委員長・副委員長選任
- (2) 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会設置要綱について
- (3) 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償等実施要領について

6. 公開・非公開： 公開

7. 傍聴人及び発言者の数： 傍聴人なし

8. 会議に配布した資料

- ・資料1 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設の設置に伴う農産物の損失補償検討委員会委員名簿
- ・資料2 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会設置要綱
- ・資料3 我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償等実施要領

9. 会議の内容

- 1：開会
- 2：部長挨拶
- 3：委員紹介
- 4：議事
- 5：今後の会議の進め方
- 6：質疑応答
- 7：閉会

午後 3 時 15 分 開会

○司会（増田主幹）

本日はお忙しい中、当委員会にご出席いただきありがとうございます。

当委員会は本来であれば設置要綱に基づきまして委員長に招集していただくところですが、委嘱後第一回目の会議ということで、現時点で正副委員長が選任されておりませんので、市長から招集させていただきました。議長が決まるまでの間、会次第に沿いまして私の方で会議を進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

開催に先立ちまして環境経済部長の海老原よりご挨拶させていただきます。

○海老原環境経済部部長

皆様改めましてこんにちは。現地視察お疲れ様でした。引き続いての損失補償検討委員会へのご出席ありがとうございます。とりわけ、農家組合の皆さんには今回の建設にあたってひとかたならぬご理解ご協力いただきまして、改めて感謝申し上げます。

今回の施設建設にあたって周辺の農家の方が一番心配されていたのは、農地や農産物に対する放射能の影響です。放射能問題は我々にとっては初めての経験ということで、もし放射能が漏れて農地が汚染される、あるいは直接的な被害がなくても風評被害で折角作った作物が売れなくなってしまうことや値段が下がってしまうといった心配をされるのは当然のことだと思ひます。

市としては農家の皆さんの不安を軽減して、万一そのような事態になった時にしっかりと補償の仕組みを作ろうということでこの委員会を立ち上げました。

この委員会は何度も開催するという事になればそれだけ、何らかの被害が出ている、ということだろうと思ひます。市としても施設の管理に万全を期して、また風評被害が生じないようにしっかりとした手だてを講じて、この委員会を2度も3度も開いて皆様の手間をかけないよう努めたいと思ひますので、どうぞみなさんよろしくお願ひいたします。

○司会（増田主幹）

ありがとうございました。続きまして7月1日で委嘱されました委員の皆様を紹介いたします。

ー委員を紹介ー

ー事務局から事務局職員を紹介ー

○司会（増田主幹）

さっそくですが、議題の（1）委員長・副委員長の選任についてです。

我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会設置要綱5条2項では委員長・副委員長を互選により選出することとしています。

如何いたしましょうか。

○委員

我孫子市全体の問題ではあるが、地元の方から出すのが良いのではないかと。

○委員

地元の方々が一番関心を持っているのでやはり地元の方がよいのではないかと。

○委員

地元の人が興味を持ってはいるが、その人が委員長になってしまうと、考え方が偏る可能性があるのではないかと。

○事務局（徳本課長）

どちらの考え方もあると思います。この委員会は公正公平な運営に心がけることが重要だと思いますので、それを配慮して委員長、副委員長を選出していただければ、他から見た場合でも信頼感を得られると思います。皆さんで良く話しあっていただき選出させていただきますようお願いいたします。

○委員

地元が委員長になってしまうと、公的な立場になってしまうので、やはり農協の立場から一名出るのがいいのではないかと。

○委員

そのような話であれば農家・農産物に関わるのが農協なので農業委員会ともに一名ずつ出すのが良いと思う。

○委員

このような組織の人数は奇数にするのが普通でそうしないと多数決になった時に議長が最終的に決めることができなくなってしまう。今回は人数が偶数になっているので、委員長は地元ではなく公平な立場になれる人が望ましいと思う。

○司会（増田主幹）

正副の別はまだ決めませんが、農協から一名、農業委員会から一名ということでしょうか

ー異議なしの声ー

○司会（増田主幹）

それでは、正副の別はまだ決めませんが、農協から一名、農業委員会から一名ということで、それぞれどなたを出すか決めてください。

ー農協から鈴木委員、農業委員会から阿曾委員が選出されたー

○司会（増田主幹）

農業委員会から阿曾委員、農協から鈴木委員がそれぞれ選出されました。

それでは委員長選任についてまずお諮りします。農業委員会からの委員の阿曾委員が委員長になるのがふさわしいと思われる方は挙手をお願いいたします。

ー挙手多数ー

○司会（増田主幹）

挙手多数ですので委員長に阿曾委員が選任されました。副委員長には鈴木委員よろしく申し上げます。阿曾委員長にご挨拶をお願いいたします。

○阿曾委員長

委員長に選出いただきました阿曾でございます。農業委員としても地元としても非常に
関心度の高い問題でありますし、我孫子市全体の中で農産物の被害などあった場合に困る
ということが私の脳裏の中にありますので、皆さんのご指導ご鞭撻のほどをお願いいたし
ます。

それでは、さっそくですが議事に入ります。

我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会設置要綱につ
いて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（徳本課長）

ー我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償検討委員会設置要綱につ
いての説明ー

○委員

第一条に「一時保管施設を市が設置することに起因し」とあるが、起因していること
を判断するのは誰でしょうか。

○事務局（徳本課長）

この委員会が判断します。例えば周辺の方々が自分の売っている野菜が市場価格よりも
安くなってしまったといった話があって、その原因は一時保管施設が原因ではないかとい
う申し出があり、委員会で議論して欲しいという依頼があった場合に、農産物の値段が全
体的に下がっているのか、放射能が原因で市内全体の値段が下がっているのか、などいろ
んな原因があると思うのですが、それを見極めるのがこの委員会の役割です。市が勝手に
「起因する」「起因しない」を判断することはできません。

○委員

この委員会は一時保管施設が風評被害の原因と思われたい限りは開かれたいのですか。

○事務局（徳本課長）

そうです。後ほど議論していただく予定の「今後の会議の進め方」についてで、協議し
ていただこうと考えていましたが、農家から自分の農産物の値段が下がってしまったと申
し出があった場合に委員長が招集することになるかと思えます。

申出先については委員でも農政課でもいいのですが、委員会を開催して該当するしない
を判断して、該当するとなった場合に、申出のあったその一軒だけでないでしょうから、
その他の状況なども調査したりすることもこの委員会の仕事となっていくと考えています。

○委員

放射能の風評被害という我孫子市全体の風評被害もあるが、その風評被害とは別でよ
ろしいですか。

○事務局（徳本課長）

そうです。我孫子市全体の一般的な風評被害に関しては農協、農政課がサポートして、
東電に損害賠償請求をするなど対応をしていますが、それとは別に今回立ち上げた検討委

員会は、一時保管施設が原因で風評被害がでてしまった場合に補償の仕組みを作るといった内容です。

先ほど環境経済部長の話でもありましたが、何も問題がなければ、当委員会は開かれないので、それがよいと考えています。もちろん検討委員会が立ち上がったことは中峠、古戸の農家には周知はしないといけないと考えています。もし一時保管施設が原因で被害がでた場合は農政課に申し出てもらって結構ですし、地元の委員に申し出ていただいても結構です。

その後、それをもとに委員長が招集するという流れを考えています。

一般の放射能の問題と一時保管施設の問題は別の問題として考えてください、ということとは地元農家の皆さんに周知しないといけないと考えています。

○阿曾委員長

他には特にありませんか。

ーなしの声ありー

○阿曾委員長

それでは次の議事に移ります。

我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償等実施要領について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（徳本課長）

ー我孫子市汚染土壌等の一時保管施設設置に伴う農産物損失補償等実施要領についての説明ー

○委員

被害を申し出た農家は、当委員会で出た結果が市長に報告されて市長が決定するまでの間に異議申し立てをすることができないのですか。

○事務局（徳本課長）

いろんなケースが考えられますが、そこまでのルールは今の所決めていません。今後当委員会で検討していただくことになるかと思います。

○委員

当委員会の結果について異議を申し立てるといった文面がないので、その場合はどうするかを検討してもらいたいと思います。

○事務局（徳本課長）

いずれにしても、当委員会で検討していただきたい。

○委員

異議があった場合にどのように対応するかといった記載が一切ありません。風評被害の問題については、申し立てをした側とこちら側では大きな隔たりが出る可能性がありますので、本人を当委員会に呼ぶなど本人とのすり合わせを付けないと問題になるのではないのですか。

○委員

当委員会で補償について検討した結果を市長に伝えたところ、市長が出した結論はこれとは違ってしまった場合、申し立てた当事者と当委員会で再度検証するのがよいのではないのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

当事者には初めから入ってもらっても良いですし、そのあたりは当委員会で検討してもらいたいと思います。一軒だけが問題を受けたという事は考えにくいですので、十分に実情を確認していただきたいと思います。

○委員

我々は市長から委嘱されているので、市長から別の答えがでるとは考えにくいと思います。

○委員

市長が出した結論に関する異議申し立ては行政に言えばいいことですが、我々が出した答えに関して異議申し立てをすることができないので何とかした方がいいと思います。当委員会が出した結論を一度当事者に示す必要があると考えます。

○事務局（徳本課長）

中身が伴うような審査をしてもらえれば良いだろうと思います。具体的な審査では、例えば申し出た当事者は、主張内容を裏付けるような資料や証言を得られるように努力をすることになると思います。

○委員

当事者が一人ではなく複数になると個人個人が納得できるかどうかといった問題になってくるのですり合せは必要になってくると思います。

○事務局（徳本課長）

案件ごとに主張は違ってくると思います。

○委員

最終的には当事者と我々が話し合わないといけないと思います。

○委員

当事者から話をきいて我々で揉んで結論を出す前に再度当事者を呼んで話し合いをすることが必要だと思います。その辺りのことが要領にないので不安に思って発言しました。

○事務局（徳本課長）

当委員会の運営に関して、その他必要な事があればこの委員会で決めていくというのがこの要領の主旨ですので、きめ細やかで配慮が必要なことはケースバイケースになると思います。丁寧に審査していく仕組みを皆さんで決めて運用していただくことが一番いいと思います。当事者の意見を十分に聞く場、意見交換をする場を持って審査していくよう考えてもらえると良いと思います。

○委員

実際に風評被害を被ったという人が現れたとして、同じ地区で複数の農家で比べた場合にその方だけの価格が下がったということもあり得るのではないのでしょうか。話を持ってくる方法によって対象となるかどうかの判断も難しいと感じます。作物の販売形態、市場、直売所によっても変わってくると思います。その場合はその都度検討するしかないでしょう。

○委員

私が柏の市場に持って行った時も普段の2分の1や3分の1になる事もあり、持つてくるなどと言わんばかりのこともあります。これは風評被害であると考えています。中峠と古戸という名前だけで風評被害を受ける可能性もある。認定が難しいこともあり、随時事情を聴きながら委員会を進めるべきでしょう。

○委員

空間放射線量を測定しても正常の数値がでる。他よりは多少高い数字かもしれないが、それでも自分達から数字の話をすることはできない。

○委員

もっと親切に要領に具体的な内容が入っていれば話がしやすいと感じました。

○事務局（徳本課長）

画一的な運用ルールはできないというのが大前提としてあります。そのようなルールがあれば、今回のようなメンバーでなくても専門家の方々を集めて第三者的に判断してもらえばいいわけで、今回このようなメンバー構成でやらせていただいたというのは地元の取引関係などの実情に精通していて地元の意向を反映させることができるようにという配慮からです。もともと風評が難しいというのは前提で、それに見合った形で運用していくということが重要です。実際のケースが出てこない話し合いのしようがないということだと思います。

○委員

風評被害かどうかの判断をするのは難しいことです。

○委員

我々が審査するうえでの前提は、まず「一時保管施設に起因していること」がなくてはならない、その部分が判断できない限り、普通の風評被害という判断しかできなくなってしまうということです。

○事務局（徳本課長）

仮に野菜が150円から100円に下がったとしても、他の柴崎や、下ヶ戸でも同じように下がっていれば、それは普通の風評被害だということ。それとは別に柴崎では150円、布佐でも150円だけど、古戸・中峠だけ100円ということになっていけば、一時保管施設に起因しているということが考えられます。そのため他の事例を検討しながら判断していくことになっていくと思います。

○委員

今の事務局の話のとおりなら我々委員は裏付けをする必要ないと思います。最終的には当の本人が、当委員会が市長に上げる前に事例を示してくれば、我々はそれを上にあげることになると思います。

○事務局（徳本課長）

風評被害にあると申し出てきたときに、この委員会の審査の中で、資料を入手したりして判断して、客観的にみてその方の風評被害の状況が特殊であると認定できて、それを説明できればいいと思います。

○委員

地元から出ているので後で言われるのは我々かなという思いがあります。

○事務局（徳本課長）

本人の陳述を聞かない、本人の声も聞かないということで決めてしまうのは本意でないでしょうから、そういう場は設けてあげられるように、皆さんで配慮していただきたいと思います。本人が納得できるものになるよう結論を導いていくことが良いと思います。

○委員

文面では農産物の補償となっていますが、田んぼの委託の場合はどうでしょうか。放射能の風評が原因でもう田んぼを作ってもらえない場合の補償はどうなっているのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

地元との覚書でも交わしているように、貸し借り等については市が制度としてフォローをします。市が借り上げるもあります。適切なフォローをしていきたいと思っています。

○委員

そうなった場合に当委員会はその件に関わっても良いのでしょうか。

○事務局（徳本課長）

関わっていくのは良いと思いますが、現在のところ関わるようになるような場合はまずないと思います。いろんなケースがあると思いますが、一般的に考えれば放射性物質が流出して土が駄目になってしまったとかが無ければ、その土地が使えなくなることはまずないだろうと考えています。

貸し借りで見れば、市の事業として利用集積というか農地の流動化は支援していかないといけないと考えています。今回のことと関連させることとは別としても農地を探している人、農地を貸したい農家のサポートはしっかりしていきたいと思っています。

実際に借りている人が一時保管施設が原因で借りることを辞めるということであれば、その賃貸借の金額で市が借りるとか、別の担い手の方を斡旋するといった事でサポートはしていきたいと考えています。

○委員

当委員会では田の賃貸の補償には関知しないということでよろしいでしょうか

○事務局（徳本課長）

そう考えていただいても結構だと思います。

○阿曾委員長

他には特にありませんか。

ーなしの声ありー

○阿曾委員長

それでは次の議事に移ります。

今後の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（徳本課長）

ー今後の会議の進め方について以下説明ー

原則として案件が発生した時に会議は招集されると考えています。案件が発生したということは、1つは、委員が一時保管施設が原因の風評被害の情報を得た場合。もうひとつは、市がそのような情報を得た場合。そうしたときに委員長名で招集してもらうことになると思います。その他まずはあり得ないとは思いますが、一時保管施設から放射性物質が漏れ出した場合には緊急に招集してもらう。この3つの状況が考えられるかと思えます。この考え方について意見・質問をいただきたいと思えます。

○委員

一番いいのは開催されないことですよね。

○事務局（徳本課長）

そうです。それが一番だと思います。

会議の招集についてもお話しさせていただくと、招集は委員長名で行いますが、事務局でその事務は行いますのでお任せいただきたいと思えます。

それから、農家の皆さまに対しては、この委員会のことは周知しなければならないと思っています。当委員会が発足したということのお知らせと、委員の紹介、農産物の補償の実施要領ルールへの運用の話もお知らせしないといけないと考えています。そこで、周知の仕方についてですが、古戸、中峠下の農家に個別に通知する方法と、回覧で周知する方法とどちらがよいでしょうか。

○委員

個別に通知していただくことが良いと思えます。

○委員

私もそれが良いと思えます。

○事務局（徳本課長）

では、通常、農家個々に通知する形と同じように個別に通知いたします。

あと、何か損失補償の案件が出た時の申し出方法ですが、先ほどお話ししましたように、委員もしくは農政課を通じてということでご了承いただきたいと思えます。あわせて案内の中には空間線量や土壌の検査も希望があれば行います、といった内容の案内もしようと思えます。

○委員

今後、一時保管施設に汚染土壌が搬入されてくることを踏まえ、付近の空間放射線量を案内で周知してもらいたい。

○委員

現在も測定し、公表はされていますが、農家への個別の通知の中にも数値を入れて欲しいと思います。

○事務局（徳本課長）

付近の数値は問題ない値ではありますが、数字を出して通知を出したり、一時保管施設を建設するということを出すことで、逆に風評を呼んでしまう可能性もありますので、そのようなことを防ぐためにも通知は工夫したいと思います。

○委員

わざわざ、近所に汚染土壌が運び込まれますということを周知する必要はないのではないのでしょうか。

○委員

数字は怖くて、問題ないという数字がでてでも数字を出すと1人歩きしてしまう恐れがあります。

○委員

風評被害をわざわざ出すようなことは委員会が行うべきではないと思います。

○事務局（徳本課長）

通知を出すことは事務局としては大した手間ではないのですが、地元農家の皆さんの意見を尊重し、風評被害を防ぐためにも知らせるべきことは知らせて、必要ないことは通知しないようにしたいと思います。

○委員

委員の名簿を出して、風評被害があると思われる場合は、委員又は農政課に申し出をして欲しいということですが、その際にはどのような事を聞取りしたらいいのか調査票のようなものがあれば作ってもらいたいと思います。

○事務局（増田主幹）

我々も申し出をうける際に書類等が必要だと思っていますので、品目、損失内容、前年の状況がわかるようなものがあると良いと考えています。農政課が適当と思うものを作成して皆さんにお渡ししておくということによろしいでしょうか。

○委員

それで良いと思います。

○委員長

他にご意見はありますか。

ーなしの声ありー

○委員長

特にないようですので、以上をもちまして、第1回我孫子市汚染土壌等の一時保管施設の設置に伴う農産物の損失補償検討委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後4時45分 閉会